

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(品目の例外表示)

第十一条の五 令第八条の三第四項に規定する財務省令で定める酒類は、次の表の上欄に掲げる品目の酒類とし、同項に規定する財務省令で定める呼称は、当該酒類のうち、同表の当該中欄に掲げるものにつき、同表の当該下欄に定める呼称とする。

(品目の例外表示)

第十一条の五 同上

みりん			単式蒸留焼酎	連続式蒸留焼酎	清酒	上欄
省略	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（酒税法第三条第十号イに規定する単式蒸留機をいう。以下この条において同じ。）により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）	省略	省略	省略	省略	中欄
省略		省略	省略	省略	省略	下欄

同上			同上	同上	同上	上欄
同上	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を酒税法第三条第十号イに規定する単式蒸留機により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）	同上	同上	同上	同上	中欄
同上		同上	同上	同上	同上	下欄

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

その他の醸造酒	リキユール		原料用アルコール	ブランドー	ウイスキー	甘味果実酒
省略	省略	省略	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）	省略	省略	省略
省略	省略	省略	泡盛	省略	省略	省略

同上	同上	
同上	同上	同上
同上	同上	同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上